

＜月次報告様式＞

別表第3 令和7年度 公文書開示（8月決定分）

[illegible]

[illegible]

[illegible]

26	R7. 6. 26	R7. 8. 19	火災調査書類（令和5年3月〇日〇第〇号）のうち、火災調査書	2	●					●								（7条2号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 （7条6号） この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であるとともに、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、火災調査に必要な情報や火災関係資料を関係者からの任意の提供によって収集するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。	東京消防庁 予防部調査課
27	R7. 6. 28	R7. 8. 12	火災調査書類（令和7年4月〇日〇第〇号）のうち、火災調査書及び出火原因判定書	4	●						●							（7条2号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 また、この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 （7条6号） この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であるとともに、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、火災調査に必要な情報や火災関係資料を関係者からの任意の提供によって収集するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。 また、この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であって、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者等がそれを知っていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。	東京消防庁 予防部調査課
28	R7. 7. 4	R7. 8. 13	火災調査書類（令和7年6月〇日〇第〇号）のうち、火災調査書、出火原因判定書、現場見分調査書及び鑑識見分調査書	48	●						●							（7条2号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 （7条6号） この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であるとともに、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、火災調査に必要な情報や火災関係資料を関係者からの任意の提供によって収集するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。 また、この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であって、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者等がそれを知っていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。	東京消防庁 予防部調査課

29	R7. 7. 22	R7. 8. 25	火災調査書類（令和7年6月17日7高二第36号）のうち、火災調査書	2		●													(7条2号) この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 また、この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 (7条6号) この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であるとともに、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、火災調査に必要な情報や火災関係資料を関係者からの任意の提供によって収集するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。	東京消防庁 予防部調査課
30	R7. 7. 30	R7. 8. 8	○（〇区〇丁目〇番〇号）に係る以下の公文書 (1) 消防計画作成（変更）届出書一式（〇号） (2) 全体についての消防計画作成（変更）届出書一式（〇号）	30	●															東京消防庁 予防部防火管理課
31	R7. 7. 14	R7. 8. 14	○（〇区〇丁目〇番〇号）に係る以下の公文書 1 平成29年以降に届出された消防計画作成（変更）届出書の鑑及び消防計画一式（図面を含む。） (1) 消防計画作成（変更）届出書一式（〇号） (2) 消防計画作成（変更）届出書一式（〇号） (3) 消防計画作成（変更）届出書（〇号） (4) 消防計画作成（変更）届出書一式（〇号） (5) 消防計画作成（変更）届出書（〇号） (6) 消防計画作成（変更）届出書（〇号）	18	●															東京消防庁 予防部防火管理課
32	R7. 7. 14	R7. 8. 14	2 平成28年以前に届出された消防計画作成（変更）届出書の鑑 (1) 消防計画作成（変更）届出書（〇号） (2) 消防計画作成（変更）届出書（〇号） (3) 消防計画作成（変更）届出書（〇号） (4) 消防計画作成（変更）届出書（〇号） (5) 消防計画作成（変更）届出書（〇号） (6) 消防計画作成（変更）届出書（〇号） (7) 消防計画作成（変更）届出書（〇号） (8) 消防計画作成（変更）届出書（〇号）	8	●															東京消防庁 予防部防火管理課
33	R7. 7. 14	R7. 8. 14	(9) 消防計画作成（変更）届出書（〇号） (10) 消防計画作成（変更）届出書（〇号） (11) 消防計画作成（変更）届出書（〇号） (12) 消防計画作成（変更）届出書（〇号） (13) 消防計画作成（変更）届出書（〇号） (14) 消防計画作成（変更）届出書（〇号） (15) 消防計画作成（変更）届出書（〇号） (16) 消防計画作成（変更）届出書（〇号）	8	●															東京消防庁 予防部防火管理課
34	R7. 7. 14	R7. 8. 14	○（〇区〇丁目〇番〇号）に係る消防計画作成（変更）届出書一式（〇号）	9	●														(7条4号) 公にすることにより、犯罪の実行を容易にするなど犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	東京消防庁 予防部防火管理課

[illegible]

[illegible]

49	R7.8.25	R7.8.28	○（〇区〇丁目〇番〇号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（〇号）	14		●					●	●								(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (7条3号) 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものであるため。	東京消防庁 予防部査察課
50	R7.8.25	R7.8.28	○（〇区〇丁目〇番〇号）及び〇区〇丁目〇番〇号にある建物3棟 建物名称不詳に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書						●											当該公文書は、届出の事実がなく、実施機関には存在しない。	東京消防庁 予防部査察課
51	R7.8.27	R7.8.29	○（〇区〇丁目〇番〇号）に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(〇号)	34	●																東京消防庁 予防部査察課
52	R7.7.25	R7.8.1	○（〇区〇丁目〇番〇号）における消防用設備等着工届出書（〇号）に係るポンプ揚程・電動機計算書及びスプリンクラー設備アイソメ図	2	●																東京消防庁 予防部予防課
53	R7.7.24	R7.8.5	○（〇区〇丁目〇番〇号）に係る防火対象物使用開始届出書（〇号）に対する検査結果書	1	●																東京消防庁 予防部予防課
54	R7.7.15	R7.8.5	○（〇区〇丁目〇番〇号）に係る 1 消防用設備等著工届出書（屋内消火栓設備）（〇号）の仕様書のうち摩擦損失計算書 2 消防用設備等著工届出書（スプリンクラー設備）（〇号）の計算書	8	●																東京消防庁 予防部予防課
55	R7.7.25	R7.8.6	○（〇区〇丁目〇番〇号）に係る防火対象物使用（変更）届出書 その1（〇号）に添付された各階平面図、立面図及び矩計詳細図	10	●						●	●								特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例第7条第2号に該当する。また、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、同条例第7条第4号に該当する。	東京消防庁 予防部予防課

56	R7. 7. 29	R7. 8. 6	○（〇区〇丁目〇番〇号）に係る 防火対象物使用（変更）届出書 その１（〇号）の鑑及び平面図（個人情報及び印影を除く）		7	●						●	●							特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例第７条第２号に該当する。また、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、同条例第７条第４号に該当する。	東京消防庁予防部予防課
57	R7. 8. 1	R7. 8. 6	○（〇区〇丁目〇番〇号）に係る 消防用設備等設置届出書（〇号）の鑑及び各階平面図		4	●															東京消防庁予防部予防課
58	R7. 7. 22	R7. 8. 7	○（〇区〇丁目〇番〇号）に係る 消防用設備等設置届出書（〇号）に係る平面図及び系統図		2	●						●	●							特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例第７条第２号に該当する。また、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、同条例第７条第４号に該当する。	東京消防庁予防部予防課
59	R7. 7. 29	R7. 8. 7	○（〇区〇丁目〇番〇号）に係る １ 工事整備対象設備等着工届出書（自動火災報知設備）（〇号） ２ 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（自動火災報知設備）（〇号）		49	●															東京消防庁予防部予防課
60	R7. 7. 31	R7. 8. 7	○（〇区〇丁目〇番〇号）に係る １ 消防用設備等設置届出書（〇号） ２ 消防用設備等設置届出書（〇号） ３ 消防用設備等設置届出書（〇号）		4	●															東京消防庁予防部予防課
61	R7. 8. 1	R7. 8. 12	○（〇区〇丁目〇番〇号）に係る １ 消防用設備等設置届出書（〇号）に添付された系統図及び各階平面図 ２ 消防用設備等設置届出書（〇号）に添付された系統図及び各階平面図		7	●															東京消防庁予防部予防課
62	R7. 7. 29	R7. 8. 13	○（〇区〇丁目〇番〇号）に係る 防火対象物使用開始届出書（〇号）に添付されている各階平面図		4	●						●	●							特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例第７条第２号に該当する。また、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、同条例第７条第４号に該当する。	東京消防庁予防部予防課

[illegible]

[illegible]

[illegible]